

東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針 新旧対照表
(第2章5 (1) ステップ2 ア (ウ) 体調の悪化等により在宅療養が困難となった場合の相談先 抜粋)

新	旧
<p>(ウ) 体調の悪化等により在宅療養が困難となった場合の相談先 <u>災害発生時の医療機関の対応は、平常時の対応とは異なる場合があります。災害時にどの医療機関がどのような役割を担うのか、事前に確認しておく必要があります。</u> <u>その上で、災害発生時に状態が悪化した場合を見据え、相談先(かかりつけ医、訪問看護ステーション、医療救護所等)を区市町村の支援窓口等担当部署やかかりつけ医と話し合っておくなど、事前の備えが大切です。</u> <u>また、患者・家族、関係機関は、平常時からどのような状態の悪化が受診、入院の目安となるのかについて、かかりつけ医に相談しておくことが大切です。</u></p> <p>【参考：災害時の医療体制】 <u>災害時における診療所、歯科診療所及び薬局は、次の二つの役割を担っています。</u> <u>①専門的医療を行う診療所</u> <u>救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所は、原則として診療を継続する。</u> <u>②一般診療所・歯科診療所及び薬局</u> <u>「①専門的医療を行う診療所」、以外の診療所・歯科診療所及び薬局は、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動や診療継続に努めます。</u> <u>また、東京都は、被災地の限られた医療資源を有効に活用するため、すべての病院を災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院のいずれかに区分しており、それぞれに役割があります(○ページ参照)。</u> <u>大規模災害等により、通常の医療体制では対応できない場合、区市町村は各地域防災計画等に基づいて医療救護所(○ページ参照)を設置します。</u></p>	<p>(ウ) 在宅療養が困難となった場合の入院先 <u>東京都内には多くの医療機関があり、災害時の役割が異なります。災害時にどの医療機関がどのような役割を担えるのか、事前に確認し、あらかじめ入院先を決めておく必要があります。</u> <u>また、あらかじめ決めておいた医療機関への入院ができない場合、入院の調整をする機関を決めておきます。</u></p> <p>○ <u>神経難病医療拠点病院(64ページ参照)</u> <u>都内に30か所あり(平成24年3月現在)、平常時において急性増悪期等の総合的専門的医療を要する患者の受入れを行います。</u> <u>東日本大震災後の計画停電時には多くの神経難病医療拠点病院で、担当している人工呼吸器使用者の安否確認を行い、その結果、避難のための入院を受け入れた病院がありました。</u></p> <p>○ <u>神経難病医療協力病院(65・66ページ参照)</u> <u>都内に57か所あり(平成24年3月現在)、安定期における医療を要する患者の受入を行います。</u> <u>東日本大震災後の計画停電時には、計画停電の対象地域から外れた協力病院が、多くの人工呼吸器使用難病患者の避難入院を受け入れました。</u></p> <p>○ <u>災害拠点病院(63ページ参照)</u> <u>災害時における東京都の医療救護活動の拠点となる病院で、都内に70か所指定され(平成23年12月現在)、収容対象者は、原則として医療救護所に対応できない重傷者です。</u> <u>神経難病医療拠点病院・協力病院で災害拠点病院になっている病院(拠点病院24か所、協力病院6か所)については、災害時は重症者が集中することが想定されます。</u></p> <p>○ <u>かかりつけ医</u> <u>病院の専門医と連携しながら人工呼吸器使用者の往診を行うなど、在宅医療を担っています。かかりつけ医に相談し、災害時の入院機関を決めておきます。</u></p>